

議案第 9 4 号

債務不履行損害賠償請求事件の和解について

横浜地方裁判所において係争中の債務不履行損害賠償請求事件（平成26年（ワ）第4034号）について横浜地方裁判所から和解勧告があったため、和解条項のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

裁判所の和解勧告に基づき、原告、被告双方の互譲により和解するため

和解条項

- 1 原告及び被告は、別紙不動産目録の各土地について和解成立後、原告を買主、被告を売主、売買代金を金97,550,000円とする仮契約を速やかに締結する。
- 2 被告は、別紙不動産目録の各土地について仮契約締結後、速やかに本契約の議案を平成26年11月28日から開催されている海老名市議会に上程する。
- 3 被告は、金3,832,878円を原告に対し、平成26年12月22日限り、原告指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- 4 原告はその余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、本件につき、本条項に定めるほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

別紙不動産目録

所 在	地 番	地 目	公簿地積	実測面積
大谷南一丁目	5 2 7 番 1	雑種地	321 m ²	
大谷南一丁目	5 2 7 番 2	雑種地	273 m ²	
大谷南一丁目	5 2 7 番 3	雑種地	198 m ²	
大谷南一丁目	5 2 7 番 4	雑種地	23 m ²	
大谷南一丁目	5 3 7 番 1	雑種地	651 m ²	
大谷南一丁目	5 3 8 番 1	雑種地	285 m ²	
大谷南一丁目	5 3 9 番 1	雑種地	794 m ²	
大谷南一丁目	5 4 0 番	雑種地	786 m ²	
大谷南一丁目	5 4 1 番	雑種地	786 m ²	
大谷南一丁目	5 4 1 番 2	雑種地	145 m ²	
大谷南一丁目	5 4 2 番 1	雑種地	793 m ²	
大谷南一丁目	5 4 3 番 1	雑種地	245 m ²	
大谷南一丁目	5 4 3 番 2	雑種地	144 m ²	
大谷南一丁目	5 4 3 番 4	雑種地	6. 61 m ²	
大谷南一丁目	5 4 3 番 5	雑種地	76 m ²	
大谷南一丁目	5 4 3 番 6	雑種地	126 m ²	
大谷南一丁目	5 4 4 番 1	雑種地	308 m ²	
大谷南一丁目	5 4 4 番 2	雑種地	56 m ²	
大谷南一丁目	5 4 4 番 3	雑種地	234 m ²	
大谷南一丁目	5 4 4 番 4	雑種地	187 m ²	
合 計			6, 437. 61 m ²	6, 433. 96 m ²